



事務連絡
令和3年11月8日

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省医政局総務課

「補助犬ユーザー受け入れガイドブック」等の周知に関するご協力をお願い

身体障害者補助犬（以下、補助犬）とは、目や耳、手足に障害のある方をサポートする「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」の総称で、身体障害者補助犬法に基づき特別な訓練を受け認定されています。補助犬ユーザーは補助犬の衛生面や行動に責任を持って補助犬と一緒に社会参加しており、公共施設等において補助犬を受け入れることは、身体障害者補助犬法で義務づけられています。

しかしながら、今も多くの補助犬ユーザーは補助犬同伴の受入拒否を経験していることもあり、「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究（令和2年度厚生労働科学研究）」において、業種別の補助犬ユーザー受け入れガイドブック及びパンフレットが取りまとめられ、「補助犬ユーザー受け入れガイドブック」の周知に関するご協力をお願い」（令和3年10月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）が各都道府県・指定都市・中核市 障害保健福祉主管課宛に発出されています。

つきましては、貴部（局）におかれても、別紙の内容について御了知の上、医療機関等へ周知いただきますよう、お願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室 社会参加活動支援係
e-mail : SGJIRITU@mhlw.go.jp
電話 : 03-5253-1111 (内線 3074)

